

【令和3年分用】

## 特例適用審査表(措法37の12の2:上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

整理番号		
1 整理・点検		
(1) 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)第3表の記載・提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の記載・提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の記載・提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
根拠条文等 指法37の12の2・指令25の11の2・指規18の14の2・指通37の12の2-1~6		
2 審査		
A 損失が生じた年分		
審査項目	適	否
① 確定申告書が提出されているか?		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 確定申告書には期限後申告書も含む(措法2①十、所法2①37)</li> <li>◆ 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」がある場合「上場株式等に係る配当所得等の金額(配当所得は申告分離選択のみ対象)」を限度に、損益通算が可能(措法37の12の2①)</li> <li>◆ 配当所得等と損益通算をする場合、確定申告書(第3表)に「指法37の12の2①」の記載が必要(措法37の12の2③)</li> </ul>
② 上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書等が添付されているか? (措法37の12の2③)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 措規18の14の2②一に定める金額(付表①~③)の記載はあるか?</li> <li>◆ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の記載はあるか?</li> </ul>
③ 措法37の11②に規定する上場株式等か?		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 金融商品取引所に上場されている株式等(措法37の11②一)(以下も含む。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式投信の受益権(ETF等)</li> <li>・上場不動産投資法人の投資口(J-REIT)</li> <li>・上場未公開株式等投資法人の投資口(ベンチャーファンド)</li> </ul> </li> <li>◆ 公募株式投資信託の受益権(措法37の11②二)</li> <li>◆ 特定投資法人の投資口(措法37の11②三)</li> <li>◆ 店頭買受登録銘柄として登録された株式(出資を含む。)(指令25の9②一)</li> <li>◆ 店頭転換社債型新株予約権付社債(指令25の9②一)</li> <li>◆ その他これらに類する株式等で省令で定めるもの(措規18の10①)</li> <li>◆ 外国金融商品市場で売買されている株式等(指令25の9②二)</li> <li>◆ 国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(措法37の11②五、六、十、十四)</li> </ul> <p>※ 整理銘柄及び監理銘柄の株式の譲渡も特例の対象となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 金融商品取引業者(金融商品取引法28①に規定する第1種金融取引業を行う者に限る。以下同じ。)又は同法2①に規定する登録金融機関への売委託(措法37の12の2②一、措通37の12の2-1)</li> <li>◆ 金融商品取引業者に対する譲渡(措法37の12の2②二)</li> <li>◆ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する一定の譲渡(措法37の12の2②三、措令25の11の2④)</li> <li>◆ 措法37の10③に該当する合併等による上場株式等についての権利の移転又は消滅及び措法37の11④各号に該当する株式等証券投資信託等の償還・解約(措法37の12の2②四)</li> <li>◆ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転によるその法人に係る法2十二の六の三に規定する株式交換完全親法人又は同条十二の六の六に規定する株式移転完全親法人に対する上場株式等の譲渡(措法37の12の2②五)</li> <li>◆ 上場株式等を発行した法人に対してその買取請求に基づいて行う単元未満株式の譲渡等(措法37の12の2②六)</li> <li>◆ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条の規定による改正前の商法220条の6①の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡(措法37の12の2②七)</li> <li>◆ 上場株式等を発行した法人が行う会社法234条①又は235条①(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定による1株又は1口に満たない端数に係る上場株式等の競売(会社法234条②(同法235条②又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。)による当該上場株式等の譲渡(措法37の12の2②八)</li> <li>◆ 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)の営業所(国内にある営業所又は事務所をいう。以下同じ。)に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者への売委託により行うものの(措法37の12の2②九)</li> <li>◆ 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの(措法37の12の2②十)</li> <li>◆ 国外転出時課税又は国外転出(贈与・相続)時課税の規定により行われたとみなされた上場株式等の譲渡(措法37の12の2②十一)</li> </ul>
④ 譲渡の形態は一定の要件を備えているか?		

## 【令和3年分用】

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査事績
⑤ 翌年以後に繰り越される損失の金額は適正か？			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本年の3年前分の損失額を繰越額に算入していないか？（令和3年分の申告では、平成30年分の損失を令和4年に繰り越すことはできない。）</li> <li>◆ 損失額を一般株式等の譲渡益から控除していないか？</li> </ul>
⑥ 確定申告書に所定の事項は記載されているか？（措法37の12の2⑩、措令25の11の2⑪、措規18の14の2⑤）			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第3表及び付表の各該当欄に次の金額が記載されていること           <ul style="list-style-type: none"> <li>① その年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額</li> <li>② ①の損失の金額がある場合は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額及び損益通算しないで計算した場合のその年分の上場株式等に係る配当所得の金額及び利子所得の金額</li> <li>③ その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前において控除されたものを除く。）</li> <li>④ ③の損失の金額がある場合は、損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額、配当所得の金額及び利子所得の金額</li> <li>⑤ 翌年以後に繰り越される損失の金額</li> <li>⑥ その年において控除すべき上場株式等に係る譲渡損失の金額</li> </ul> </li> </ul>
⑦ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 損失が生じた年分においては、更正の請求によっても特例の適用を求めることができる（措通37の12の2-5、6）           <p>* 当初申告において申告しなかった源泉徴収選択口座に係る譲渡損失の金額を更正の請求により計上することはできないことに注意！</p> </li> <li>◆ 扶養控除等の判定に用いる「合計所得金額」に加算する配当所得等の金額及び上場株式等の譲渡所得の金額は、<u>損益通算後の金額</u>による（措法37の12の2④）</li> </ul>

## B 繰越控除をする年分

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査事績
① 損失が生じた年分以後連続して確定申告者が提出されているか？			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上場株式の取引及び上場株式等の配当所得等に係る繰越控除の適用がない年分にあっても、第3表及び付表の提出が必要！（措法37の12の2⑦、措規18の14の2③）</li> </ul>
② 控除を受ける金額に関する明細書等の提出・記載はあるか？			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本年分において控除すべき繰越損失額等は記載されているか？（第3表及び付表）</li> <li>◆ 上場株式等の譲渡所得等の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額がある場合、譲渡所得等の金額から先に控除する（措通37の12の2-4）</li> <li>◆ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の記載はあるか？</li> </ul>
③ 「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」は、前年における「翌年以後に繰り越される損失の金額」と同額か？			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 金額が異なる場合、更正の請求（通法23①）による是正ができる（措法37の12の2⑩）</li> <li>◆ 前年分における△⑤も注意！</li> </ul>
④ 確定申告書に所定の事項は記載されているか？（措法37の12の2⑩、措令25の11の2⑪、措規18の14の2⑤）			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ △⑥参照</li> </ul>
⑤ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 扶養控除等の判定に用いる「合計所得金額」に加算する配当所得の金額及び株式等の譲渡所得の金額は、<u>繰越控除前の金額</u>による（措法37の12の2⑧）</li> <li>◆ その年の前年以前3年内において生じた損失額を一般株式等の譲渡益から控除していないか？</li> </ul>

判 定		
適	要 解明	否